

議案第 29 号

大野市青年活動推進事業補助金交付要綱の一部改正について

令和 3 年 3 月 23 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市青年活動推進事業補助金の終期見直し及び補助金の申請等にかかる押印見直しのために所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市青年活動推進事業補助金交付要綱（平成30年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

様式第1号、第5号及び第6号中「印」を削る。

様式第7号中「代表者 印」を「代表者」に改める。

様式第8号及び様式第10号中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大野市青年活動推進事業補助金交付要綱

(平成30年3月29日教委告示第5号)

第1条～第14条 【略】

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年~~平成33年~~3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所  
申請者 団体名  
代表者

印

青年活動推進事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり青年活動を実施したいので、補助金を交付されたく大野市青年活動推進事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業計画書（別紙）
- 3 収支予算書（別紙）
- 4 団体構成員名簿（別紙）
- 5 その他関係書類（別紙）

年 月 日

大野市長 様

住 所  
申請者 団体名  
代表者 印

青年活動推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令第 号で交付決定を受けた青年活動推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求金額	円
2 補助金振込先	金融機関名 本支店名 口座種類及び番号 普通・当座 口座名義人
3 添付書類	補助金交付指令書（写） 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等がわかるもの）

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

申請者 団体名

代表者

印

青年活動推進事業補助金変更申請書

年 月 日付け大野市指令第 号で交付決定を受けた青年活動推進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額 円

2 添付書類 (1) 事業計画書（別紙）

(2) 収支予算書（別紙）

(3) その他関係書類（別紙）

3 変更理由

様式第7号（第9条関係）

大野市指令第 号

住 所

申請者 団体名

代表者

印

年 月 日付けで変更申請のあった青年活動推進事業補助金については、大野市青年活動推進事業補助金交付要綱第9条2項の規定により下記のとおり交付する。

年 月 日

大野市長 印

記

変更交付決定額

円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

申請者 団体名

代表者

印

青年活動推進事業実績報告書

年度事業が終了しましたので、大野市青年活動推進事業補助金交付要綱11条の規定により報告します。

記

1 決 算 額 円

- 2 添 付 書 類
- (1) 実施報告書（別紙）
  - (2) 収支決算書（別紙）
  - (3) 団体構成員名簿（別紙）
  - (4) 領収書の写し（別紙）
  - (5) その他関係書類（別紙）

様式第10号（第11条関係）

青年活動推進事業 収支決算書

（単位：円）

【収入の部】

項目	予算額	決算額	増減額	備考
計				

【支出の部】

項目	予算額	決算額	増減額	備考
計				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

団体名

代表者

印

様式第 2 号～様式第 4 号 【略】

様式第 9 号 【略】